

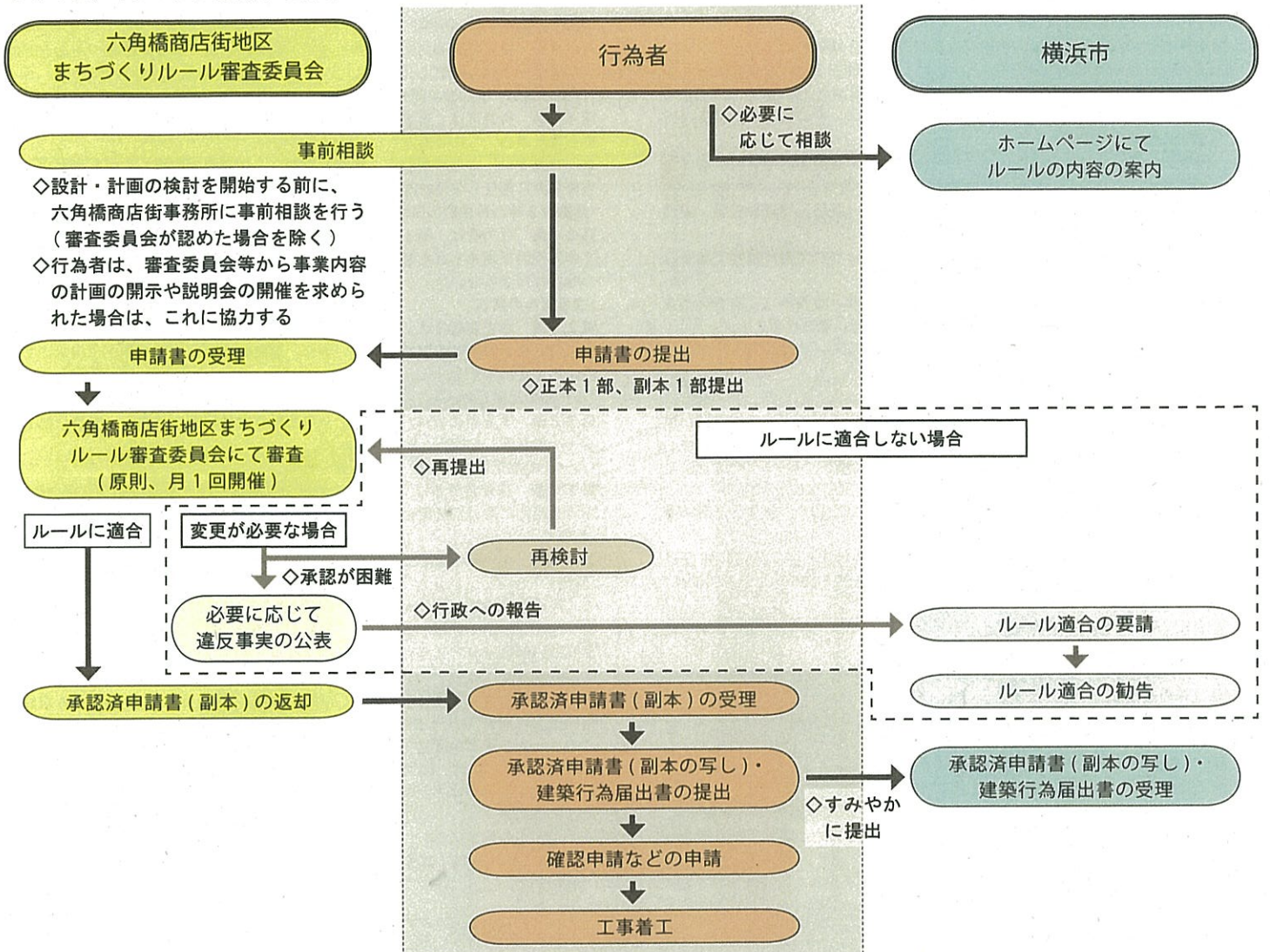
# 事前相談及び申請の流れ

◇ルールに基づく審査の適用を受ける行為等：

- 土地の区画形質の変更／●建築物の建築／●工作物の建設又は設置／
- 建築物等の用途の変更／●建築物等の形態又は意匠の変更／
- その他、本ルールに抵触する行為

◇申請書提出期限：

建築確認などの申請の40日前まで（申請の必要の無い行為においては、原則として、工事着工の30日前まで）



## ルールに基づく審査の適用を受ける行為等と適用される基準

※詳しくは、六角橋商店街地区まちづくりルール審査委員会にご相談ください  
凡例：「○」…適用される基準 「△」…望ましい基準 「-」…対象外

ルールに基づく審査の適用を受ける行為等 適用される基準内容	(1) 土地の区画形質の変更 (敷地の分割、道路の新設、切土、盛土等)	(2) 建築物の建築 (建築物の新築、増築、改築、移転、塀、日よけ、フェンス等の設置)	(3) 工作物の建設又は設置 (看板、案内板、自動販売機、電柱等の設置)	(4) 建築物等の用途の変更 (事務所から飲食店等、車庫から物販店舗等)	(5) 建築物等の形態又は意匠の変更 (外壁の変更、屋根の葺き替え、看板の取り替え等)	(6) その他ルールに抵触する行為
ふれあい通りに関する基準(ルール第6条)	-	○	○/△	○/△	○/△	△
消防活動上有効な通り抜け通路に関する基準(ルール第7条)	○	○	△	△	△	△
敷地に関する基準(ルール第8条)	○	○	△	△	△	△
建築物等に関する基準(ルール第9条)	○/-	○	△	△	△	△
アーケード状の上家に関する基準(ルール第10条)	-	○	△	△	△	△
防災の取組に関する基準(ルール第11条)	○	○	○	○	○	○
安心・安全な商業環境保全の取組に関する基準(ルール第11条)	○	○	○	○	○	○